

平成30年度 静岡県立総合病院 衛生設備保守業務委託契約書（案）

地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立総合病院（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に次の委託契約を締結する。

（契約の目的と基本的義務）

第1条 甲は、乙に対し本契約に定めるところにより業務の完成又は処理を請け負わせ、乙は自己の裁量と責任で業務を完遂する義務を負う。

2 甲は、委託者として乙が本契約を遂行するのに必要な協力をを行う。

（契約の目的及び範囲）

第2条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（1）委託業務の内容

本院の衛生設備の保守業務とし、詳細は、別紙「静岡県立総合病院衛生設備保守業務仕様書」及び付帯する文書（以下、「仕様書」という。）に定める。

（2）対象設備

ア 所在地 静岡市葵区北安東4丁目27番1号 他 静岡県立総合病院及び職員宿舎
イ 対象設備

各種貯水槽	汚水槽	雑排水槽	浄化槽	その他衛生設備
-------	-----	------	-----	---------

（委託契約期間）

第3条 この契約の期間は契約日から平成31年3月31日までとする。ただし、業務は原則として仕様書に定める期間に実施するものとする。

（申出義務）

第4条 乙はこの契約締結後の事情の変化により、この委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲に不利となるような事情が生じたときは、その都度、甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（委託業務年間実施計画書等の提出）

第5条 乙は仕様書に定めた期日までに委託業務年間実施計画書、委託業務実施計画書及び実施結果報告書を甲に提出しなければならない。

（検収及び瑕疵担保責任）

第6条 甲は乙から委託業務実施結果報告書が提出されてから10日以内に作業内容について検収を実施し、合否を乙に通知する。

2 乙は前項の検収の結果不合格となった時は、遅滞なく再作業を実施する。

3 第1項の検収に合格した場合も、後日、乙の責任に帰すべき事由による不良箇所が判明した場合は、乙の責任において直ちに再作業するものとする。

（委託料、支払方法及び遅延損害金）

第7条 甲は、乙に対して委託業務を処理するための費用（以下「委託料」という。）として、金 円に税法で規定する消費税率及び地方消費税率により計算した消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を支払うものとする。

2 前項の委託金額は、下表の金額に税法で規定する消費税率及び地方消費税率により計算した消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数

金額を切り捨てた金額)を支払うものとする。

各半期の汚水槽雑排水槽殺虫業務終了後	各半期の雑排水槽等保守清掃業務終了後
円	円
各半期の汚水槽保守清掃業務終了後	排水管等洗浄業務終了後
円	円
病院貯水槽等保守清掃業務終了後	公舎貯水槽保守清掃業務終了後
円	円
公舎浄化槽保守業務終了後	
円	

3 乙は委託業務について甲の行う検収に合格した後に、請求書を提出するものとする。甲は請求書を受理してから30日以内に委託料を支払うものとする。

4 甲は請求書を受理した後であっても第6条に定める瑕疵が発見された場合、甲は委託料の支払いを拒む、又は既に支払った委託料の返還を求めることができる。

5 乙は正当な理由なく第3条に定める期間に業務が終了しない場合は、地方独立行政法人静岡県立病院機構会計規程第25条に定める延滞利息を納付しなければならない。

(再委託及び権利義務の譲渡等)

第8条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は業務の一部について再委託できる。

2 前項により再委託が認められた場合も、委託業務はすべて乙の責任において実施する。

3 乙は、第三者に対してこの契約によって生じる権利・義務を譲渡し又は継承させてはならない。但し、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(法令上の責任)

第9条 乙は、乙の従業員に対して雇用主として労働安全衛生法他、その他従業員に対する関係法令上の責任をすべて負い、甲に対して一切の責任及び迷惑等を及ぼしてはならない。

(現場責任者等)

第10条 乙は次の事項について乙の従業員を直接指揮命令する責任者を選任し甲に報告する。甲は、病院及び患者等の安全確保等やむを得ない場合を除いて、乙の従業員に直接指揮命令を行えないものとする。

(1) 委託業務の処理

(2) 委託業務の履行に関する甲との連絡及び調整

(事故報告)

第11条 乙は委託業務の処理中に事故が発生した場合は、速やかに甲に報告するものとする。(臨機の措置)

第12条 乙は、設備の維持管理上特に必要と認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。

2 乙は、前項の措置を執ったときは、直ちに甲に報告しなければならない。

(立会及び監督)

第13条 甲は、必要があると認められるときは、委託業務の処理について立会い、その履行状況について監督することができる。

(秘密の保持)

第14条 乙は委託業務を処理する上で知り得た秘密及び病院事務に関する事項を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約の変更)

第16条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、本契約を変更しようとするとときは、その理由を記載した書面を提出し、相手方の承諾を得るものとする。

(契約の解除)

第17条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするとときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、委託契約期間内に契約を履行しないとき若しくは履行の見込みがないと認められるとき（乙の信用が著しく悪化した場合を含む。）。
- (2) 甲がこの契約について乙の不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) この契約締結後の事情変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

3 前項のほか、甲は乙が次の(1)から(5)のいずれかに該当した場合は、契約を解除することができる。

- (1) 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

4 甲又は乙は、正当な理由により3か月の予告期間を持ってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

第18条 乙は、次に掲げる一の理由が生じたときには、その損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 前条の定めによりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(委託料の処理)

第19条 第17条の各項によりこの契約が解除された場合の委託料の処理は、甲が認める既履

行部分に相当する金額をもって精算する。

(合意管轄)

第20条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第21条 この契約に定めのない事項については、法令に定めるところによるほか、必要な事項については甲、乙協議の上決定する。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成30年 月 日

(甲) 静岡市葵区北安東4丁目27番1号
地方独立行政法人静岡県立病院機構
静岡県立総合病院 院長 田中 一成

(乙)

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 従業者の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第8 目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、本業務以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第9 取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

静岡県立総合病院衛生設備保守業務仕様書

1 適用

この仕様書は、静岡県立総合病院衛生設備保守業務に適用する。

2 概要・目的

県立総合病院及び職員公舎の各種衛生設備の点検を行い、良好な環境の維持を目的とするものである。

3 疑義

仕様書その他に関する疑義の点は、予め契約前に明確にしておくものとし、契約後疑義を生じた場合は、甲の指示に従わなければならない。

4 施工の原則

- (1) 本業務は、契約書、設計書及び仕様書に基づいて、監督員の指示に従い誠実に施工しなければならない。
- (2) 業務の実施にあたっては、関係する諸法令を遵守し、乙の負担と責任において行うものとする。
- (3) 作業の中で、関係官公署、その他の者に対する届出、報告を要する場合、乙は迅速に対応するとともに、必要な書類を作成しなければならない。
- (4) 作業を実施する上で、関係官公署、その他の者に対して交渉を要するときは、乙は遅滞なくその旨を甲に申し出て協議するものとする。
- (5) 作業の結果、機能に支障をきたす事項があると判断した場合はただちに甲に報告し、協議の上、速やかに補修、その他所要の措置を行うものとする。

5 請負人負担

次の各号に掲げる費用は乙の負担とする。

- (1) 保守に要する作業員の派遣費用（人件費及び出張費等）
- (2) 保守に必要な一般消耗品（消毒薬等）及び器材器具の費用
- (3) 軽微な事項で仕様書及び設計書になくとも、施工上欠くことができない材料・機器及び作業の費用
- (4) 軽微な事項で施工上障害となる物の撤去及び後片付けに要する費用
- (5) 点検整備の為、第三者に与えた損害で乙の責に帰すべきものの賠償に要する費用又は施工のため既設工作物に与えた損害の復旧費用
- (6) 各種試験検査に要する費用
- (7) 補修塗装に要する費用
- (8) 完成図書・写真等に要する費用
- (9) 軽微な事項で、工事中の危険防止に要する費用

6 損害賠償

作業は誠意をもって慎重に行うものとし、万一、構造物又は機器に損害等を与えた場合は、速やかに甲に連絡して指示を受けると共に、乙の責任において事故復旧するものとする。

7 作業日時

- (1) 原則として8時30分から17時00分までとする。
- (2) 作業を実施する30日前までに協議し作業日程を決定する。
- (3) 上記の作業日程については、設備の運転状況により変更があるので作業日の前日に確認すること。

8 現場管理

作業中は、障害、火災その他事故発生を未然に防止することは勿論、労働基準法及び関係法規等を守り、円滑に点検整備を行わなければならない。万一、事故を起こした場合は乙の責任において処理すること。

9 作業員

- (1) 乙は十分な技術経験を有する作業員を派遣し、秩序正しく作業をしなければならない。
- (2) 乙が派遣した作業員が著しく不適当と認められた場合、乙は契約解除事由に相当すると認識し、誠意をもって対応するものとする。

10 後片付け

- (1) 仕様工具の置き忘れ、ビス・ナットの脱落・残材の未処理等は、機器の二次的な事故の原因となるので最終確認を十分行うこと。
- (2) 作業箇所の清掃、後片付けを十分行うこと。

11 委託業務年間実施計画書

乙は契約締結から14日以内に別紙1の様式により委託業務年間実施計画書を作成して、甲に提出し承認を得ること。なお、提出部数は2部とする。

12 委託業務実施計画書

乙は業務を実施する30日前までに別紙2の様式により委託業務実施計画書を作成して、甲に提出し承認を得ること。契約締結から30日に満たない期間に業務を実施する場合は、契約締結後速やかに提出すること。なお、提出部数は2部とする。

13 委託業務実施結果報告書

乙は業務終了後30日以内に別紙3の様式により委託業務実施結果報告書を作成し、作業内容及び確認された問題箇所等を明瞭にした書類及び作業の概要がわかる写真等を必要に応じて添付して、甲に提出すること。なお、提出部数は2部とする。

14 再委託

業務の一部を第三者に再委託しようとする場合、乙は別紙4により業務再委託実施許可願を提出し、甲の承認を得ること。

15 対象設備及び実施内容

各個別仕様書のとおりとする。

16 その他

この仕様書に記載のない事項は、関係法令及び建築保全業務共通仕様書の外、甲乙協議して決定する。

汚水槽・雑排水槽殺虫業務個別仕様書

1 対象設備

対象設備は下表のとおりとする。設備の位置については別添図面を参照のこと

・汚水槽

建物	水槽名	大きさ (m ³)	位置	備考
本館	汚水槽 A	9.24 m ² × 2.0 m (フカサ) = 18.48 m ³ 9.24 m ² × 0.5 m (タマリ) = 4.62 m ³	通用口入口	排水ポンプ 2台設置
本館	汚水槽 B	14.5 m ² × 2.0 m (フカサ) = 29.00 m ³ 14.5 m ² × 0.5 m (タマリ) = 7.25 m ³	薬剤外光庭	"
本館	汚水槽 C	20.8 m ² × 2.0 m (フカサ) = 41.60 m ³ 20.8 m ² × 0.5 m (タマリ) = 10.40 m ³	更衣室横	"
本館	汚水槽 O	4.76 m ² × 2.5 m (フカサ) = 11.90 m ³ 4.76 m ² × 0.9 m (タマリ) = 4.29 m ³	1D屋外	"
北館	汚水槽 TD-01	4.76 m ² × 2.5 m (フカサ) = 11.90 m ³ 4.76 m ² × 0.8 m (タマリ) = 3.80 m ³	更衣室横	"
先端 医学棟	汚水槽 2	22.7 m ² × 2.3 m (フカサ) = 52.21 m ³ 22.7 m ² × 0.4 m (タマリ) = 18.16 m ³	空調機械室 地下	"
先端 医学棟	汚水槽 11	10.6 m ² × 2.3 m (フカサ) = 24.38 m ³ 10.6 m ² × 0.6 m (タマリ) = 6.36 m ³	空調機械室 2 地下	"
先端 医学棟	汚水槽 13	18.7 m ² × 2.3 m (フカサ) = 43.01 m ³ 18.7 m ² × 0.55 m (タマリ) = 10.28 m ³	廊下 4 地下	"

・雑排水槽

建物	水槽名	大きさ (m ³)	位置	備考
本館	雑排水槽 D	9.24 m ² × 2.0 m (フカサ) = 18.48 m ³ 9.24 m ² × 0.5 m (タマリ) = 4.62 m ³	南側 ドライエリア	排水ポンプ 2台設置
本館	雑排水槽 E	14.5 m ² × 2.0 m (フカサ) = 29.00 m ³ 14.5 m ² × 0.5 m (タマリ) = 7.25 m ³	南側 ドライエリア	"
本館	雑排水槽 F	20.8 m ² × 2.0 m (フカサ) = 41.60 m ³ 20.8 m ² × 0.5 m (タマリ) = 10.40 m ³	南側 ドライエリア	"
北館	雑排水槽 TD-02	4.76 m ² × 2.5 m (フカサ) = 11.90 m ³ 4.76 m ² × 0.8 m (タマリ) = 3.80 m ³	更衣室横	"
先端 医学棟	雑排水槽 3	34.9 m ² × 2.3 m (フカサ) = 80.27 m ³ 34.9 m ² × 0.75 m (タマリ) = 26.17 m ³	空調機械室 地下	"
先端 医学棟	雑排水槽 10	12.2 m ² × 2.3 m (フカサ) = 28.06 m ³ 12.2 m ² × 0.65 m (タマリ) = 7.93 m ³	空調機械室 2 地下	"
先端 医学棟	雑排水槽 12	18.7 m ² × 2.3 m (フカサ) = 43.01 m ³ 18.7 m ² × 0.65 m (タマリ) = 12.15 m ³	廊下 4 地下	"

2 作業内容

(1) 殺虫プレート設置

バポナ殺虫プレート若しくは同等品を下表の枚数設置する。

記号	枚数	記号	枚数	記号	枚数
汚水槽 A	2	汚水槽 B	3	汚水槽 C	4
汚水槽 O	2	汚水槽 TD-01	2	汚水槽 2	5
汚水槽 11	3	汚水槽 13	4	雑排水槽 D	6
雑排水槽 E	6	雑排水槽 F	6	雑排水槽 TD-02	2
雑排水槽 3	8	雑排水槽 10	3	雑排水槽 12	4

(2) 殺虫剤投下

アルトシッド10F若しくは同等品を水量1m³に対し500倍希釀液を2.0%投下する。

3 実施時期

(1) 殺虫プレート設置 年5回(奇数月)

(2) 殺虫剤投下 年3回(8月、11月、2月) ※実施曜日等の指定は特になし。

雑排水槽等清掃業務個別仕様書

1 対象設備

対象設備は下表のとおりとする。設備の位置については別添図面を参照のこと

・雑排水槽

建物	水槽名	大きさ (m ³)	位置	備考
本館	雑排水槽 D	9.24 m ² × 2.0 m (フサ) = 18.48 m ³ 9.24 m ² × 0.5 m (タマリ) = 4.62 m ³	本館南側 ドライエリア	排水ポンプ 2台設置
本館	雑排水槽 E	14.5 m ² × 2.0 m (フサ) = 29.00 m ³ 14.5 m ² × 0.5 m (タマリ) = 7.25 m ³	"	"
本館	雑排水槽 F	20.8 m ² × 2.0 m (フサ) = 41.60 m ³ 20.8 m ² × 0.5 m (タマリ) = 10.40 m ³	"	"
北館	雑排水槽 TD-02	4.76 m ² × 2.5 m (フサ) = 11.90 m ³ 4.76 m ² × 0.8 m (タマリ) = 3.80 m ³	更衣室横	"
先端 医学棟	雑排水槽 3	34.9 m ² × 2.3 m (フサ) = 80.27 m ³ 34.9 m ² × 0.75 m (タマリ) = 26.17 m ³	空調機械室 地下	"
先端 医学棟	雑排水槽 10	12.2 m ² × 2.3 m (フサ) = 28.06 m ³ 12.2 m ² × 0.65 m (タマリ) = 7.93 m ³	空調機械室 2 地下	"
先端 医学棟	雑排水槽 12	18.7 m ² × 2.3 m (フサ) = 43.01 m ³ 18.7 m ² × 0.65 m (タマリ) = 12.15 m ³	廊下 4 地下	"

・グリストラップ

E -01	E -02	E -03	歯科外来	保育所
-------	-------	-------	------	-----

・発生汚泥の処理

産業廃棄物（雑排水槽・グリストラップ）1回あたり12m³（概算）

2 実施回数・期間

年2回（原則として9, 3月）、但し、ポンプの点検は年1回（原則として9月）実施する。なお、病院業務の都合上、休日に実施すること。

3 保守内容

- (1) 雑排水槽等の保守内容は、「建築保全業務共通仕様書4.5.5及び4.5.6」のとおりとする。
- (2) 排水ポンプの保守内容は、「建築保全業務共通仕様書4.5.7(C)」のとおりとする。
- (3) グリストラップの洗浄は原則として高压水にて行うこと。薬品による洗浄を行う場合はあらかじめ甲の了解を得ること。
- (4) 歯科外来グリストラップ清掃時はタンク取り外しの間「水道使用禁止」の表示を行うこと。

汚水槽保守清掃業務個別仕様書

1 対象設備

対象設備は下表のとおりとする。設備の位置については別添図面を参照のこと

・汚水槽

建物	水槽名	大きさ (m ³)	位置	備考
本館	汚水槽 A	9.24 m ² × 2.0 m (フカサ) = 18.48 m ³ 9.24 m ² × 0.5 m (タマリ) = 4.62 m ³	通用口入口	排水ポンプ 2台設置
本館	汚水槽 B	14.5 m ² × 2.0 m (フカサ) = 29.00 m ³ 14.5 m ² × 0.5 m (タマリ) = 7.25 m ³	薬剤外光庭	"
本館	汚水槽 C	20.8 m ² × 2.0 m (フカサ) = 41.60 m ³ 20.8 m ² × 0.5 m (タマリ) = 10.40 m ³	更衣室横	"
本館	汚水槽 O	4.76 m ² × 2.5 m (フカサ) = 11.90 m ³ 4.76 m ² × 0.9 m (タマリ) = 4.29 m ³	1D屋外	"
北館	汚水槽 TD-01	4.76 m ² × 2.5 m (フカサ) = 11.90 m ³ 4.76 m ² × 0.8 m (タマリ) = 3.80 m ³	更衣室横	"
先端 医学棟	汚水槽 2	22.7 m ² × 2.3 m (フカサ) = 52.21 m ³ 22.7 m ² × 0.4 m (タマリ) = 18.16 m ³	空調機械室 地下	"
先端 医学棟	汚水槽 11	10.6 m ² × 2.3 m (フカサ) = 24.38 m ³ 10.6 m ² × 0.6 m (タマリ) = 6.36 m ³	空調機械室 2 地下	"
先端 医学棟	汚水槽 13	18.7 m ² × 2.3 m (フカサ) = 43.01 m ³ 18.7 m ² × 0.55 m (タマリ) = 10.28 m ³	廊下 4 地下	"

・発生汚泥の処理

一般廃棄物 1回あたり 13 m³ (概算)

2 実施回数・期間

年2回 (原則として9, 3月)、但し、ポンプの点検は年1回 (原則として9月) 実施する。なお、病院業務の都合上、休日に実施すること。

3 保守内容

- (1)汚水槽等の保守内容は、「建築保全業務共通仕様書4.5.5及び4.5.6」のとおりとする。
- (2)排水ポンプの保守内容は、「建築保全業務共通仕様書4.5.7(C)」のとおりとする。

排水管等洗浄業務個別仕様書

1 対象設備

・排水管 1

グリストラップ排水 E-01 (約24M)	グリストラップ排水 E-02 (約24M)	グリストラップ排水 E-03 (約24M)
--------------------------	--------------------------	--------------------------

・排水管 2

本館 3 F 洗濯場 (約8M)	本館 4 F 洗濯場 (約8M)	本館 5 F 洗濯場 (約8M)	本館 6 F 洗濯場 (約8M)	左記縦配管 (約29M)
---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	-----------------

2 実施回数・期間

本館洗濯場排水管は年2回（原則として9, 3月）、その他は年1回（原則として9月）実施する。なお、病院業務の都合上、休日に実施すること。

3 注意事項

- ・本業務は原則として高圧水にて行うこと。薬品による洗浄を行う場合はあらかじめ甲の了解を得ること。
- ・厨房内の作業については、衛生の保持に十分気を付けて行うこと。

病院貯水槽等保守清掃業務個別仕様書

1 対象設備

本館		北館	
市水貯水槽 受水槽	75m ³ × 4 基	市水貯水槽 受水槽 高置水槽	50m ³ × 3 基(2槽) 24m ³ × 1 基(2槽)
井水貯水槽 沈砂槽	22m ³ × 1 基	雑用貯水槽 高置水槽 貯湯槽	12m ³ × 1 基(2槽) 4.0m ³ × 2 基
膨張タンク	0.3m ³ × 1 基 1.1m ³ × 1 基 4.0m ³ × 1 基	膨張タンク 給湯膨張タンク 冷温水タンク 消防補給水槽	4.5m ³ × 1 基 1.1m ³ × 1 基 1.0m ³ × 1 基
ホットウェルタンク	4.5m ³ × 2 基	P E T センター	
缶水ブロータンク	2.25m ³ × 2 基	貯湯槽	4.5m ³ × 1 基
貯湯槽	10m ³ × 2 基	循環器病センター	
市水高置水槽 雑用水高置水槽	16m ³ × 1 基(2槽) 13m ³ × 1 基(2槽)	還水槽 補給水槽	12m ³ × 2 基 10m ³ × 1 基
安東医師宿舎		先端医学棟	
受水槽	4.0m ³ × 2 基	受水槽	16m ³ × 1 基
城北医師宿舎		北安東医師宿舎	
受水槽	7.5m ³ × 1 基	受水槽	10.8m ³ × 2 基
城北西医師宿舎			

2 実施回数・期間

各水槽とも年1回実施することとし、7月～12月の期間で適宜実施する。

但し膨張タンク、ホットウェルタンク、缶水ブロータンク、貯湯槽については、休日に実施するものとする。

3 保守の内容等

- (1) 貯水槽等の保守内容は、「建築保全業務共通仕様書4.5.1及び4.5.2」のとおりとする(清掃を含む。)。
- (2) 貯湯槽等の保守内容は、「建築保全業務共通仕様書4.4.2」のとおりとする(清掃を含む。)。
- (3) 作業責任者は、昭和49年6月10日付け厚生省環境衛生局長通達環企第26号第2の4(3)の規定による資格を有すること。
- (4) 作業実施者は、水道法第21条及び水道法施行規則第15条に定める健康診断を受けた者とする。

4 特記事項

P E T センター貯湯槽の清掃実施時に耐熱耐圧フランジパッキンの交換を行うこと。なお、部品代は乙の負担とする。

公舎貯水槽保守清掃業務個別仕様書

1 対象設備

<城北西医師宿舎>		<城北医師宿舎>	
受水槽	10.8 m ³ × 2 基	受水槽	7.5 m ³ × 1 基
<安東医師宿舎>		<北安東医師宿舎>	
受水槽	4.0 m ³ × 2 基	受水槽	16 m ³ × 1 基

2 実施回数・期間

各水槽とも 7月～12月の期間で年1回実施する。

3 保守の内容等

- (1) 貯水槽等の保守内容は、「建築保全業務共通仕様書4.5.1(A)及び4.5.2」のとおりとする（清掃を含む。）。
- (2) 作業責任者は、昭和49年6月10日付け厚生省環境衛生局長通達環企第26号第2の4(3)の規定による資格を有すること。
- (3) 作業実施者は、水道法第21条及び水道法施行規則第15条に定める健康診断を受けた者とする。

公舎浄化槽保守業務個別仕様書

1 対象設備

種類	し尿浄化槽（分離接触ばっき方式）50人槽
設置場所	静岡市葵区城北22（城北医師公舎）

2 実施回数・時期

関係法令の定めるとおりとする。

3 保守内容

「建築保全業務共通仕様書第8節」のとおりとする。

院長	事務部長	次長	管理課長	管財係長	係員	担当

委託業務年間実施計画書

1. 委託業務名

2. 業務工程表

項目	作業内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
備考													

*この用紙に記入し難いときは、概略を記入し、詳細は、適宜、別紙としてかまわない。

上記のとおり年間作業計画を提出します。

平成 年 月 日

受託者

印

院長	事務部長	次長	管理課長	管財係長	係員	担当

委託業務実施計画書

1. 委託業務名

2. 作業箇所

提出年月日	平成 年 月 日 (曜)	立入り日前
作業予定年月日 及び作業人員	平成 年 月 日 (曜) 時 分～ 時 分	名
	平成 年 月 日 (曜) 時 分～ 時 分	名
	平成 年 月 日 (曜) 時 分～ 時 分	名
	平成 年 月 日 (曜) 時 分～ 時 分	名
	平成 年 月 日 (曜) 時 分～ 時 分	名
内 容		
影響及び 安全対策		
作業責任者 氏名・連絡先		
本院への 依頼事項		

* 箇所ごとの作業工程等を詳細に記したもの別途添付すること。

上記のとおり作業を行うので申請します。

宛

作業責任者

印

作業責任者の個人印でかまわない。FAXでの送付も可とする。

院長	事務部長	次長	管理課長	管財係長	係員	担当

委託業務実施結果報告書

1. 委託業務名

2. 実施すべき内容

内　　容	
------	--

3. 実施した内容

実施年月日人員内容	月日	平成　年　月　日（曜）　時　分～　時　分	名
	実施内容		
	月日	平成　年　月　日（曜）　時　分～　時　分	名
	実施内容		
	月日	平成　年　月　日（曜）　時　分～　時　分	名
	実施内容		
	月日	平成　年　月　日（曜）　時　分～　時　分	名

*この用紙に記入し難い時は概略を記入し、詳細は適宜別紙としてかまわない。

点検結果等は、別途報告書を添付すること。

上記のとおり委託作業を実施したので、報告します。

平成　年　月　日

受託者

印

契約者の名義で作成し、契約書に押印した印を押印する。

業務再委託実施許可願

地方独立行政法人静岡県立病院機構

静岡県立総合病院 院長 様

申請者

印

下記のとおり、業務の一部を再委託したいので、許可願います。

再委託業務名	
再委託実施先	
再委託する理由	